

# ソフトバンク版スマートフォン内線サービス契約約款

## 個別規程（モバイルデバイス管理機能）

株式会社メドコム  
2026年2月1日現在

### 第1章：総則

#### 第1条（規程の適用）

本規程は株式会社メドコム（以下「当社」といいます）が、スマートフォン内線サービス基本サービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関し、当社と利用契約を締結した法人（以下「契約者」といいます）との間で適用されます。

2 契約者は、本サービスの利用登録をすることにより、本規程に同意したものとみなされます。

契約者は、利用者に対して、本規程に基づく契約者及び利用者の義務を遵守させなければなりません。

3 当社は、本規程を所定の方法により契約者に通知することにより、いつでも変更できるものとします。

#### 第2条（用語の定義）

本規程において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

管理者	本サービスを管理する、契約者が指定した技術担当者。
ユーザアカウント	管理者が本サービスを通じて利用者向けに開設したアカウント。
管理コンソール	管理者が管理機能を利用するために当社より提供するオンラインツール「CLOMO PANEL」等。
ライセンス数	契約者が利用することができる追加機能の利用者数又は利用者の利用端末数、アプリケーション数。
SaaS	ソフトウェアを利用者（クライアント）側に導入するのではなく、提供者（サーバー）側で稼働しているソフトウェアを、インターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指す。

#### 第3条（本サービスについて）

本サービスは、当社が提供する端末／外部リソースアクセス管理のための SaaS です。ソフトウェアのインストールを制限する機能などを提供します。

2 当社は、本サービスの全部又は一部に対して、商業上合理的な変更を随時行うことができるものとします。

3 前項に基づき当社が本サービスに重大な変更を加える場合、緊急の場合を除き、当社は契約者にかかる内容を事前に通知するものとします。

#### 第4条（個人情報のセキュリティと転送等に関する同意）

当社は、本サービス提供の一部として、当社が提供するアプリケーション等を通じて、当社以外の第三者が管理するクラウドサーバ（以下、当該第三者を「クラウド運営者」とします）に個人情報の転送及び処理を行います。契約者は、本サービスを利用することにより、当社による個人情報の転送及び処理について同意するものとします。

2 本サービスにおいて、当社が提供するプログラム等を通じて、クラウド運営者が管理するクラウドサーバ上に入力、保存された個人情報、クラウド運営会社に利用者が直接提供する情報であり、当社には管理責任がないことを契約者・当社とともに確認します。

#### 第5条（利用申込手続）

本サービスの利用を希望する法人又は個人（以下「利用希望者」とします）は、当社所定の「スマートフォン内線サービス利用申込書」（以下、「利用申込書」という）に必要事項を記載の上、当社が指定した法人にこれを提出するものとします。

2 当社は、利用希望者から利用申込書を受領後、速やかに利用希望者に承諾の通知を行なうものとし、係る承諾の通知を発信した時点をもって、利用希望者と当社との間に本サービスに関する利用契約が成立するものとします。但し、以下のいずれかに該当する場合、当社は、利用希望者の利用申込を拒絶することができるものとします。

- (1) 利用申込書に虚偽記載がある場合
- (2) 過去に当社の提供するサービスについて契約・利用事項に違反した事実がある場合
- (3) 本利用事項に違反するおそれがある場合
- (4) 利用希望者又はその関係者が反社会的勢力に属するおそれがあると当社が判断した場合
- (5) その他当社が不相当と判断した場合

3 契約者において、住所変更など、利用申込書記載事項に変更が生じた場合、契約者は直ちにこれを当社に届け出るものとします。契約者がかかる届出を怠った場合、当社は利用者に対し、本サービスを提供できないことがあります。また、契約者は、当社の求めに応じて、随時、本サービスの利用に必要な情報を当社に提供するものとします。

#### 第6条（契約者の遵守事項）

契約者は、本規程その他当社が定める利用上の規定（本サービス利用の前提となる Google 社等のプラットフォームサービス提供事業者が定める当該プラットフォーム利用に関する規定や、本サービスが接続する VeriSign 社、サイバートラスト株式会社、株式会社アイキューブドシステムズ、SalesForce.com 社等の接続サービス提供事業者が定める当該サービスの利用に関する規定を含むものとし、以下も同様とします。）に従って、本サービスを使用するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、一部の機能において、当該機能の前提となるサービス提供者との個別契約（Apple 社提供の iOS Developer Enterprise Program 等）が必要となる場合には、契約者の責任において当該個別契約を締結することに同意します。

3 当社は、本サービスの利用開始にあたり、管理者に対し、管理アカウントとパスワードを付与し、管理者は当該管理者アカウントを用いてユーザアカウントとパスワードを管理することができるものとします。契約者は、管理者アカウント、ユーザアカウント及びそれぞれのパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理し、又は管理者若しくは利用者に管理させ、当社の許諾がある場合を除き、第三者に開示、貸与、共有しないものとし、万一、これらのアカウント及びパスワードが第三者により利用された場合といえども、当社に故意又は重過失がある場合を除き、係る第三者による利用は全て契約者又は管理者又は利用者による利用とみなすものとします。また、これらのアカウント及びパスワードの第三者利用により、当社に損害が生じた場合、契約者はその損害を賠償するものとします。

4 利用者からの同意を取得した契約者は、本サービスを通じて、契約者及び管理者が、利用者による本サービスの利用を監視したり、利用者が本サービスを利用することにより生成、加工された個人情報を使用又は公開できることについて、利用者から必要なすべての同意を得るものとします。

5 利用者は、本サービスの利用に関して、以下の各号に該当する行為(以下「不正行為」とします)を行なってはならず、また、管理者若しくは利用者及びその他の第三者をして行なわせてはならないものとし、不正行為を覚知した場合は直ちに当社へ通知するものとします。

- (1) 第三者への誹謗中傷を含む権利侵害や詐欺的な目的で利用し、又は、利用を助長すること
- (2) ウィルス、ワーム、トロイの木馬、破損ファイル、その他の破壊的又は不正な電子データを故意又は重過失により配布すること
- (3) 他の契約者による本サービスの使用や、本サービスを提供するための環境を妨害すること
- (4) 本サービス又は本サービス提供の為に当社が提供するアプリケーションその他一切の全部又は一部について、改変、無効化、妨害し、又は、これを試みることを

- (5) 本サービス又は本サービス提供の為に当社が提供するアプリケーションその他一切に関して、テスト若しくはリバースエンジニアリングを行うこと、又は限界や脆弱性を探すこと
- (6) 有償、無償を問わず、当社の事前の同意なく、本サービスの全部又は一部を契約者以外の第三者の事業遂行のために利用する等、本サービスの全部又は一部を当社が認める以外の方法で利用すること
- (7) 当社から入手した技術情報について、複製、販売、出版、公開等を行なうこと
- (8) 当社の事前の同意なく、本サービス又は本サービスを受ける権利の全部又は一部を第三者に対し、譲渡、貸与、再使用許諾、又は、担保として提供すること
- (9) 本サービスの代替品又は類似サービスを作成すること
- (10) 死亡、人身傷害、又は環境破壊につながる可能性がある危険度の高い活動用途へ利用すること
- (11) 輸出関連法令により輸出が規制される情報の保存又は転送、その他法令に抵触する行為又は法令に抵触する行為の実現のために利用すること
- (12) その他上記に準じるものとして当社が不相当と判断する行為

#### 第7条（本サービス提供期間）

本サービスの提供期間（以下「本サービス提供期間」とします）は、本サービスの課金開始日から3年間または5年間とします。但し、当社又は契約者のいずれかが期間満了の90日前までに更新拒絶しないかぎり、さらに3年間または5年間の契約期間が自動更新され、以後も同様とします。また、この場合、別段の合意がない限り、更新時点で契約者が利用中の本サービス（更新時点で追加されていた全ての利用者数、追加機能のライセンス数を含む）が自動的に継続され、契約者は、係るサービス内容に対応した規定のサービス利用料金を当社所定の方法及び期限に基づき当社に支払うものとします。

2 別段の合意がある場合を除き、本サービス提供期間中、契約者は別途当社が提供する利用者数、追加機能のライセンス数（追加機能の利用者数又は利用者の利用端末数）を、当社所定の条件に従って追加することができます。但し、サービス期間中に追加されたライセンスの提供は、本サービス提供期間と同時に終了するものとします。

3 別段の合意がある場合を除き、契約者は、本サービス提供期間中の中途解約はできないものとします。

#### 第8条（支払い）

本サービスの利用料金は、当社が指定した法人が別途定める規定に従い支払うものとします。

#### 第9条（本サービス等の提供の停止・終了）

当社は、次の各号のいずれかを発見した場合、予告なく本サービスの全部又は一部の提供を停止・終了させることができるものとします。尚、契約者の要請がある場合といえども、当社は停止の理由を提供する義務は負わないものとします。

- (1) 天災事変その他の非常事態が発生した場合
- (2) 本サービスに影響を与える施設の電気通信設備に障害等が生じた場合
- (3) セキュリティ向上・パフォーマンス向上・監視に伴うメンテナンスが必要であると当社が判断した場合
- (4) 本サービス全部又は一部の前提となる他社サービス（Google社等のプラットフォームサービス提供事業者及び本サービスが接続するVeriSign社、サイバートラスト株式会社、株式会社アイキューブドシステムズ、SalesForce.com社等の接続サービス提供事業者）の提供が停止・終了した場合
- (5) 本サービスを提供するために使用されるネットワーク又はサーバを混乱させる可能性のある利用がなされた場合
- (6) 許可のない第三者による本サービスへのアクセスが判明した場合
- (7) 当社が契約者へ本サービスを提供できなくなり、かつ、当社が契約者に対し60日以上前に本サービス提供終了の事前通知を行った場合
- (8) その他、当社の単独の裁量により必要と判断した場合

2 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。

## 第 10 条（知的財産権）

当社及び契約者は、個人情報から生じるすべての知的財産権について、契約者は何らの許諾も当社に与えるものではなく、また、当社は、本サービスに含まれるすべての知的財産権について、本規程に定める以外の何らかの許諾を契約者又は利用者には与えるものではないことを相互に確認します。

2 当社は、当社の知る限り契約者に対し、本サービスを提供するために使用される当社の技術が、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証します。但し、当社の技術が当社に無断で修正された場合や当社から提供されていない技術と組み合わせられた場合はこの限りではありません。

3 万一、本サービスが第三者の知的財産権を侵害していた場合、当社は、（1）契約者が引き続きサービスを利用できるように当社の負担でその権利を取得する、（2）権利を侵害しない同等の機能を提供する、又は、（3）権利を侵害しないようにサービスを変更するものとします。但し、上記のいずれもが商業上合理的でないと当社が判断した場合、当社は本サービスの契約者による使用を停止又は終了できるものとし、かつ、その場合であっても当社は既に提供済みのサービス期間に相当するスマートフォン内線サービス利用料金に相当する金額については、契約者に返還しないものとします。

## 第 11 条（契約者又は利用者による本サービスの利用に関する第三者の権利主張）

当社は、契約者又は利用者による本サービスの使用に関し、契約者又は利用者による第三者の特許権、著作権、営業秘密、又は商標の侵害その他の第三者からの権利主張がなされた場合もこれに対応する責任を負わないものとします。但し、当社は、係る第三者の要求がなされた場合、その旨を速やかに契約者に通知し、合理的範囲内において、契約者の防御に協力するものとします。

2 契約者は、第三者からの権利主張を自己の責任と費用をもって解決するものとし、第三者からの権利主張に起因する当社の損害及び費用（和解費用及び合理的な弁護士費用を含む）を賠償するものとします。

## 第 12 条（機密情報及び個人情報）

当社及び契約者（以下「各当事者」とします）は、善良なる管理者の注意をもって相手方の機密情報及び個人情報を保護し、知る必要があつて書面で機密の保持に合意した従業員等以外の第三者に対してこれを開示せず、また、本サービスの利用又は提供の目的以外にこれを利用しないものとします。各当事者は、本項の違反に関する自己の従業員等の行為に対しても連帯して責任を負うものとします。

2 本規程において「機密情報」とは、本サービスに関し相手方から開示を受けた情報のうち、機密として指定された情報又は開示時の状況により機密であると合理的に判断される情報を指すものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、機密情報に該当しないものとします。

- （1）情報開示の時点で、すでに公知又は公用である情報
- （2）情報開示後、情報の開示を受けた当事者の責に帰すべき事由によらず、公知又は公用となった情報
- （3）情報の開示の以前から、情報を受領した当事者が適法に所持していた情報
- （4）情報の開示の後、情報を受領した当事者が、第三者により秘密保持義務を負わず適法に入手した情報

3 本規程において「個人情報」とは、当社が本サービスを行う上で、自らが収集し且つ管理する個人情報、又は契約者及び利用者から提供された個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に定める個人情報を指すものとします。

4 本サービスにおいて、当社が提供するプログラム等を通じて、クラウド運営者が管理するクラウドサーバ上に入力、保存された機密情報又は個人情報は、クラウド運営会社に契約者が直接提供する機密情報又は個人情報であり、当社には管理責任がないことを契約者・当社ともに確認します。

5 第 1 項にかかわらず、本サービス提供のためのシステム（Google 社等のプラットフォームサービス提供事業者及び本サービスが接続する VeriSign 社、サイバートラスト株式会社、SalesForce.com 社等の接続サービス提供事業者のシステム障害や使用する端末の不具合等を含む）に起因する情報漏洩等の事故に関し、当社は、一切の責任を負わないものとします。

6 第 1 項にかかわらず、各当事者は、可能な限り事前に相手方に通知して開示に対する異議申し立てを行う機会を相手方に与えた上で、法令に基づき相手方の機密情報及び個人情報を行政機関等へ開示できるものとします。

7 本サービス提供期間が終了した場合、又は、相手方から要請があつた場合、各当事者は、相手方の要求に従い、速やかに機密情報及び個人情報を返却、又は、廃棄するものとします。但し、個人情報については、当社は返却義務を負わず、廃棄義務のみを負うものとします。

## 第13条（解除）

当社は、次のいずれかの場合に、契約者との本サービスに関する利用契約を解除し、契約者による本サービスの利用を停止又は終了させることができます。また、契約者は当社に生じた損害及び費用（和解費用及び合理的な弁護士費用を含む）を賠償する義務を負うものとします。

- (1) 契約者が本規程その他当社の定める利用規定に違反した場合
- (2) 契約者の所在地が不明で通常の方法により連絡が取れなくなった場合
- (3) 契約者が監督官庁から営業許可等の取り消し、停止等の処分を受けた場合
- (4) 契約者が自ら振出し、若しくは引受けた手形又は小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至った場合、又はこれに類する信用不安の状況に陥った場合
- (5) 契約者が破産、特別清算、民事再生、又は会社更正の申し立てを受け、又は自ら申し立てをした場合
- (6) 契約者に差押、仮差押、仮処分又は競売の申立があったとき、若しくは公租公課を滞納した場合
- (7) 契約者に支配権の変更（株式譲渡、買収、合併、その他の企業取引など）が発生した場合
- (8) 契約者が当社の販売代理店その他当社が指定した者を經由して本サービスを利用する場合であって、契約者と当該販売代理店その他当社が指定した者との間の契約が理由の如何を問わず終了した場合
- (9) その他、合理的な理由に基づき当社が不適切と判断した場合

## 第14条（本サービス提供期間終了時の措置）

本サービス提供期間満了又は解除及びその他の理由の如何を問わず、本サービス提供期間が終了する場合、契約者は本サービスの利用を停止し、当社は当社の定める期間経過後、アクティブサーバの個人情報を削除するものとします。

## 第15条（不保証）

本サービスの提供に関し、当社は、契約者に対し、本サービスの完全性、有用性、安定性その他一切の保証をせず、本サービス（当社以外が提供するサービスを含む）、本サービス提供のためのシステムの不具合

（Google社等のプラットフォームサービス提供事業者及び本サービスが接続する VeriSign社、サイバートラスト株式会社、株式会社アイキューブドシステムズ、SalesForce.com社等の接続サービス提供事業者のシステム障害や使用する端末の不具合等を含む）、及び、本サービスの終了に起因する損害について、当社は、契約者に対し一切の責任を負わないものとします。特に、当社は、契約者及び利用者が、当社WEBページにおいて推奨するOS以外のOSへのバージョンアップを行った場合の本サービス、システム及び端末の不具合については、いかなる責任も負わないものとします。

2 前項にかかわらず、当社が本サービスに起因して契約者に対して損害賠償義務を負う場合といえども、当社は、契約者の逸失利益、間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害、又は懲罰的損害について、一切の責任を負わないものとします。また、その損害賠償額は、責任が発生する出来事からさかのぼって12か月間に契約者が当社が指定した法人に支払った金額を上限とします。

3 当社に故意若しくは重過失がある場合、機密保持義務違反若しくは個人情報保護義務違反がある場合、又は、当社の知的財産権に対する保証義務の違反がある場合は、前二項の適用はないものとします。

## 第16条（譲渡制限）

契約者は、当社の書面による事前同意なく、本サービスに関する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

## 第17条（残存義務）

本サービスの終了後といえども、知的財産権、機密情報、不保証及びその他の性質上存続すべき条項は、本サービスの終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 18 条（本規程の変更）

当社は、契約者に対して、事前に通知することにより、本規程を変更することができるものとし、本規程変更後に本サービスを利用した契約者は本規程の変更を承諾したものとみなします。ただし、文言の修正等、契約者に不利益を与えない軽微な変更については、事前通知を省略できるものとします。また、契約者は規程変更承諾しない場合には、モバイルデバイス管理機能だけを利用停止することができるものとします。ただし、スマートフォン内線サービスの利用料金は変更いたしません。

#### 第 19 条（不可抗力免責）

天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、各当事者が本規程に基づく債務を履行することができない場合には、相手方に対して債務不履行の責任を負わないものとします。

#### 第 20 条（分離可能性）

本規程のいずれかの条項が、無効、違法又は強制執行不能とされた場合、当該条項の意図と経済的効果に最も近い有効な条項として解釈されるものとします。また、本規程の残りの条項はこれにより何ら影響を受けることはなく、有効かつ強制執行可能な形で存続するものとします。

#### 第 21 条（協議事項）

本規程に定めのない事項、又は本規程に関し疑義が生じた場合は、各当事者は、誠意を持って協議のうえ円満に解決を図るものとします。

## 附則

2023 年 7 月 1 日施行

2024 年 4 月 1 日一部改正（商号及びサービス名の変更）

2026 年 2 月 1 日一部改正（解除通知について一部変更）